

第1回鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会会議録

1. 日時 平成15年11月20日(木) 午後2時から3時30分

2. 場所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階 会議室

3. 出席者

(1) 委員

出席委員 川上委員、近藤委員、谷口委員、石坂委員
加藤委員、石井委員、岡村委員、鈴木委員
奥山委員、山崎委員、畑委員、穠山委員

欠席委員 篠崎委員、笹川委員、桑原委員

(2) 市側(事務局)

大原高齢者支援課長、井上介護保険室長、飯田主査
斉藤主査、鈴木主査、生原生活支援係長、谷口主任
主事

(3) 傍聴者 なし

4. 議題(報告事項)

- (1) 介護保険制度の実施状況について
- (2) 低所得者に対する介護保険料の減免について
- (3) 介護保険住宅改修費の受領委任払いについて
- (4) 東部在宅介護支援センターの開設について
- (5) 介護老人福祉施設の入所基準について

5. 会議について

畑会長のあいさつの後、議題(1)から(5)を資料に沿って事務局より説明。質疑に入る。

(委員) 平成12年4月末の65歳以上の被保険者数と平成15年9月末の65歳以上の被保険者数を比べると、かなり増加しているが鎌ヶ谷市全人口で65歳の割合はどうなっているか。

(事務局) 平成15年4月1日現在の鎌ヶ谷市の人口は10万2849人です。平成12年4月の高齢化率は11.4%。平成13年4月は、12.3%。平成14年4月は、13.2%。平成15年4月は、14.5%となっており、毎年約1%程度上昇しています。

(委員) 介護保険の住宅改修費は、20万円が限度額だが対象工事に制約はあるのか。また、1度利用した場合は、その後も利用できるのか。

(事務局) 廊下や階段、浴室への手すりの取り付け・段差の解消・滑り防止のための床材変更・引き戸への扉の取り替え・洋式便座への取り替え工事が対象となっております。保険給付の限度額は1軒につき20万となっておりますが、転居した場合や介護度が3段階以上上がった場合には、これまでの給付額がリセットされて再度20万円まで利用出来ます。

(委員) 介護認定者の推移がかなりの勢いで増加しているが、今後の推定増加率はどのくらいで見ているのか。

(事務局) これまでの実績で年間250人程度増加するものと思われま

(委員) パーセンテージでは。

(事務局) 約15パーセントでございます。

(委員) それは、65歳以上の人口に対してか。今、受けている介護認定者の総数に対するパーセントか。

(事務局) (介護認定者の) 総数に対してです。

(委員) 65歳以上の人口の増加率よりも認定者数の増加率が高いのは、3年半の間、申請して来なかった人がこの1、2年で(申請が)出てきているのではないかと考えられる。しかし、この先はどうなるのか、今の3,100円の介護保険料がいつまで続けられるのか。

(事務局) 今の第2期介護保険事業運営期間の17年度までは、基準額3,100円でやっていけるものと考えております。

(委員)現在の介護保険料(3,100円)は、あと何年持つのか。

(事務局)平成18年度以降も要介護認定者数が、65歳以上の高齢者数の伸びを上回る勢いで増加するならば厳しいかも知れません。

(委員)道路から自宅へ入るまでに階段があり、昇降機があれば簡単に外へ出られると思うが、介護保険で住宅改修できるか。

(事務局)介護保険の住宅改修では、昇降機の設置は対象にならないので利用出来ません。

鎌ヶ谷市の事業で、すみよい住まいづくり助成事業があり、介護保険の対象とならない浴槽の一部及び階段昇降機の設置等を改造する費用の助成をしています。(対象経費の2分の1助成で50万円限度)ただし、要介護1~5の方で所得税市民税非課税世帯が対象となります。

(委員)相談場所は、どこになるのか。

(事務局)高齢者支援課生活支援係になります。

(委員)階段に手すりを付けるとどのくらいの経費が掛かるのか。また、仮にアパート経営の大家だとした場合には、大家が認めれば1軒1軒改修できるのか。

(事務局)階段手すりの施工費は1カ所15,000~20,000円程度。次にアパートなどの場合には、大家に対してではなく被保険者1人に対して20万円限度額で改修が可能となります。ただし、施工場所が重複しないことと、大家の承諾書が必要となります。

(委員)住宅改修費の費用基準額はあるのか。また、本当に工事をやったのか、事前と事後のチェックはあるのか。

(事務局)現在のところ、標準価格的なものはございません。

工事の確認につきましては、工事を施工するときにケアマネージャーの理由書が必要になるので、必ず施工前にケアマネージャーと被保険者が十分に連絡を取り合って実施することとなっています。理

由書は市へ提出するようになっていきます。

受領委任払いについては、施工前・後の2段階で工事施工者とケアマネージャーと被保険者の三者で工事を幾らでやるのか、必ず書面上で確認しています。

また、鎌ヶ谷市では住宅改修の相談員制度を設けています。作業療法士が予約の上、ケアマネージャーと同行して相談に応じています。

(委員) 手すりの取り付けが1カ所15,000円位とのことだが、ホームセンターなどで手すりを購入した場合、領収書があれば請求できるのか。

(事務局) ご本人や家族の方が取り付けした場合、材料費のみ請求できます。その場合でもケアマネージャーの理由書は必要なので、ケアマネージャーと連絡は取っていただくことになります。

(委員) 東部在宅介護支援センターは市営か。

(事務局) 市からの委託事業として実施しております。

(委員) 介護老人福祉施設入所基準は、鎌ヶ谷市内にある介護老人福祉施設へ入所する場合のみか。それとも、どこの介護老人福祉施設でも入所可能なのか。

(事務局) 介護保険では、どこの介護老人福祉施設でも申請可能となっておりますが、鎌ヶ谷市の入所基準で施設入所できるのは、現在12の施設となっております。
現在の介護老人福祉施設の入所者は204名となっております。

(委員) 鎌ヶ谷市にある施設で他市の人が入所していると思うが、他市の人と市内の人の公平性はどうなっているのか。

(事務局) 市内の人は、鎌ヶ谷市が窓口となっており、鎌ヶ谷市の基準で入所していますが、市外の方は、直接施設に申し込み、その施設の基準で入所しています。

(委員) 入所の決定は何処で行うのか。施設で空きがあった場合の入所に至

る流れは。

(事務局) 介護老人福祉施設入所事務連絡会議で審議をして優先順位を付けており、会議の構成員は、市内の施設長2名・介護保険担当職員2名となっております。

施設側から空きの情報があった場合、施設側の個別事情(性別・痴呆の有無・医療など)を調整し、介護老人福祉施設待機者名簿により関係者と連絡を取っています。

(委員) 介護老人福祉施設待機者名簿の見直しはあるのか。

(事務局) 半年に1回、見直しをしています。

(委員) 介護保険のサービス利用によって要介護状態が改善もしくは自立になることはあるのか。また、どのくらいの人数がいるのか。

(事務局) 高齢者で要介護度が改善した割合は少ない状況にあります。改善要因として考えられるものとしては、1つは病院に入院し状態が悪いときに要介護認定を行い、状態が回復し要介護度が良くなる場合。2つ目は、ケアマネージャーが自立支援のための良いケアプランを作成し状態が良くなる場合です。市としては、後者が介護保険の理念にかなったものとして、ケアマネージャーからケアプランを提出してもらい、内容を確認し助言等を行っています。

要介護状態から自立になった件数は把握しておりませんが、自立(非該当)になった場合でも、必要に応じて介護保険とは別に福祉サービスを利用できる対応をしています。

(委員) 訪問リハビリの利用者が少ないのは何故か。訪問リハビリの内容はどのようなものか。訪問リハビリを行っている事業者が少ないということは効果が少ないのか。また、訪問リハビリの費用が高いのは何故か。

(事務局) 専門職(作業療法士・理学療法士)が少ないので、事業者が少ない。このことが利用者の少ない事由と思われます。現在、国の方で作業療法士・理学療法士を増やそうとしているので、あと4,5年で増えると思います。

現在は、訪問看護サービスの中でリハビリを行っています。訪問リハビリの内容は寝たきりの方が対象なので、機能訓練・起立、歩行訓練・拘縮予防を行っています。

専門職なので費用が高めに設定されています。

鈴木副会長より閉会のあいさつ。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成15年12月25日

署名人 奥山 章子 _____

署名人 穠山 美和子 _____